

平成30年8月22日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 石栗 将倫

平成30年(行コ)第4号 国民健康保険一部負担金減免等申請却下決定処分取消請求控訴事件(原審・札幌地方裁判所平成28年(行ウ)第11号)

口頭弁論終結日 平成30年5月18日

5

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士 大賀 浩一  
同 山本 完自

10 札幌市中央区北1条西2丁目

被 控 訴 人 札幌市

同 代表者 市長 秋元 克広

同訴訟代理人弁護士 藤田 美津夫

同 指定代理人 吉川 公久

15 同 藤原 英恭

同 長谷川 裕也

同 清野 忠雄

同 猪股 博英

同 熊谷 大二郎

20 同 美馬 かほり

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人北区長が控訴人に対して平成27年1月8日付けでした国民健康保険一部負担金減免申請却下決定処分を取り消す。
- 3 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

事実及び理由

## 第1 控訴の趣旨

### 主文同旨

## 第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人を保険者とする国民健康保険の被保険者であった控訴人が、  
5 平成26年12月及び平成27年1月の各療養の給付に係る国民健康保険の一部負担金（以下「一部負担金」という。）について、減額又は免除の申請（以下「本件申請」という。）を行ったところ、被控訴人北区長が本件申請を却下する決定  
（以下「本件処分」という。）を行ったことから、本件処分は被控訴人の裁量の範  
囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法なものであるとして、本件処分の取消しを  
10 求めた事案である。

原審は、本件処分に上述の逸脱、濫用があるとは認められないとして、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が、原判決を不服として控訴した。

2 前提事実及び本件に関する法令等の定めについては、以下のとおり補正するほか、原判決書の事実及び理由欄の第2の2、3に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決書2ページ14行目の「原告」を「控訴人」と改め、以下同様とする。
- (2) 原判決書2ページ14行目の「被告」を「被控訴人」と改め、以下同様とする。
- (3) 原判決書2ページ14行目の「法」を「国民健康保険法（平成27年4月1日に施行された平成24年法律第28号による改正前のもの。以下「法」という。）」と改める。
- (4) 原判決書2ページ15行目から同ページ16行目にかけての「同保険は保険料方式で運営されている。」を、以下のとおり改める。  
「被控訴人は、上記健康保険を、法76条1項本文が定める保険料を徴収する方式によって運営している。」
- (5) 原判決書2ページ20行目の「69」の次に「、乙1の2」を加える。

- (6) 原判決書3ページ1行目の「雇用保険法23条2項」から同ページ6行目の「その結果」までを、以下のとおり改める。
- 「国民健康保険法施行令29条の7の2に基づく失業軽減の申請を行い、これにより」
- 5 (7) 原判決書3ページ8行目の「5」を「乙5」と改める。
- (8) 原判決書3ページ12行目の「23万3956円」を「23万3596円」と改める。
- (9) 原判決書3ページ13行目の「更新手当」を「夏季手当」と改める。
- (10) 原判決書3ページ20行目の「55の1」の次に「、甲69」を加える。
- 10 (11) 原判決書3ページ21行目から同ページ22行目にかけての「乳腺クリニック」を「札幌ことに乳腺クリニック」と改め、以下同様とする。
- (12) 原判決書3ページ23行目の「内科クリニック」を「どい内科クリニック」と改め、以下同様とする。
- (13) 原判決書3ページ23行目の「調剤薬局」を「キタ調剤薬局」と改め、以下同様とする。
- 15 (14) 原判決書3ページ24行目の「健康保険」を「国民健康保険」と改める。
- (15) 原判決書4ページ9行目から同ページ10行目にかけての「健康保険」を「国民健康保険」と改める。
- (16) 原判決書4ページ12行目の「減額、免除又は徴収猶予」を「減額又は免除」と改める。
- 20 (17) 原判決書4ページ25行目の「知った」の次に「(甲69)」を加える。
- (18) 原判決書6ページ6行目の「できる」の次に「こと」を加える。
- (19) 原判決書6ページ7行目の「火災」の次に「、」を加える。
- (20) 原判決書6ページ7行目の「これら」の次に「に」を加える。
- 25 (21) 原判決書7ページ1行目の「同法」の次に「第」を加える。
- (22) 原判決書7ページ16行目の「(以下略)」を削除する。

(23) 原判決書7ページ23行目の「(三号以下略)」を削除する。

(24) 原判決書7ページ23行目の末尾を改行し、以下のとおり加える。

「三 (略)

四 収入認定額 生活保護法による保護の実施要領に基づき、世帯における各個人の1か月間の就労に伴う収入及びそれ以外の収入の総額から、必要経費等を除いて算出された額を合計したもの。

五 平均収入認定額 指定された期間内の各月の収入認定額の合計をその月数で除した額。」

(25) 原判決書7ページ26行目の末尾を改行し、以下のとおり加える。

「2 一部負担金の支払いが困難になった事由が、次の各号のいずれかに該当していなければならない。」

(26) 原判決書8ページ21行目の末尾に「(本件規定)」と加える。

(27) 原判決書9ページ5行目を削除する。

(28) 原判決書9ページ11行目の「(第8条以下略)」を削除する。

3 争点及びこれに対する当事者の主張

本件の争点は、本件処分につき、被控訴人の裁量権の範囲をこえ又はその濫用があったといえるかどうかであり、この点につき、両当事者は要旨以下のとおり主張して争っている。

(控訴人の主張)

(1)ア 法は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としており(法1条)，実際にも、国民健康保険制度は、いわゆるセーフティーネットとして低所得者層に憲法25条で保障されるべき必要最低限度の医療を提供し、国民皆保険を実現するという重要な役割を果たしている。

法44条は一部負担金の減免の判断を市町村の裁量に委ねているが、上述のような国民健康保険制度の重要性に鑑みれば、法44条の趣旨は、市町村

が、当該地域の貧困、疾病の発症率、災害の有無、程度等に応じて減免の範囲を広げ、また、事案に応じた柔軟な対応を可能にする点、一部負担金については、その負担が見込まれる金額、期間等が被保険者ごとに異なり、全国的な画一的基準を設け難いため、被保険者ごとに柔軟な対応をし得るようにする点にあり、法44条は、保険者である市町村に対し、一部負担金の支払が困難な被保険者の事情に鑑みて一部負担金の減免を可能な限り広範に認めることを求めているものと解すべきである。そして、国通知や一部負担金減免・保険者徴収Q&A（以下「Q&A」という。）は、上記減免に関する最低限の基準を定めたものであり、市町村の責任と負担において一部負担金の減免を国通知における基準よりも広く認めることは許容されるが、一部負担金の減免等が認められる範囲を上記基準よりも狭める取扱いをすることは、市町村に与えられた裁量を逸脱し、又はこれを濫用したものというべきである。

本件規定は、一部負担金の減免が認められ得る期間を被保険者が失業した月の初日から6か月以内と区切っているが、これによれば、被保険者について一部負担金の支払が困難になった経緯、事情、時期等の個別的な事情について考慮する余地がないこととなる。また、法44条は、一部負担金の減免が認められ得る場合について期間の限定を付していない。さらには、国通知は療養に要する期間が長期に及ぶ場合に、一部負担金の減免を認めるべきでないなどとはしておらず、福祉部局との連携を求めているにすぎないし、Q&Aは、療養に要する期間が長期に及ぶ場合であっても、一部負担金の減免をまずは認め、その上で福祉部局と連携するよう求めているにすぎない。

しかるに、被控訴人は、本件規定に基づく運用として、失業に起因して一部負担金の支払が困難となった者について、一部負担金の減免を認められ得る対象期間は失業した月の初日から6か月以内であるとし、この対象期間を超える場合には一部負担金の減免を一切認めないこととしているが、かかる

運用は違法であり、これに基づいてされた本件処分は違法である。

また、上述のような国民健康保険制度と憲法25条との関係に加え、国民健康保険の主たる財源は保険料ではなく国の負担金（法70条）、調整交付金（法72条）等であり、国民健康保険は保険としての性質よりも社会保障制度としての性質が強いものであることに照らせば、本件規定に基づく本件処分は、憲法25条に反する違憲の疑いを帯びる。

イ 本件規定における対象期間の定めは、同期間に特別の理由が発生する前から進行する点、上記対象期間が被保険者が一部負担金を支払うことが困難であるか否かなどとは無関係に進行するものである点で不合理である。また、札幌市国民健康保険事業施行規則15条3項は、一部負担金の徴収猶予については、申請書の提出があった日から6か月を超えない範囲内でその猶予する期間を定めるものとするとしているところ、本件規定における対象期間の定めは、法規範である同項によって徴収猶予が認められる期間を改変、限定するものである。本件規定は一部負担金の減免についても定めるものであるから、本件規定は、一部負担金の減免等の性質を没却するものであり、この点でも不合理である。

このような本件規定に基づいて行われた本件処分は、著しく合理性を欠き、上記施行規則の趣旨にも反し、被控訴人の裁量の範囲を逸脱、濫用した違法なものである。

ウ 法44条1項が規定する一部負担金の減免の制度は、いわゆる申請主義を前提とするものであり、一部負担金の減免の可否については、申請がされた時点で初めてその時点における要件の充足の有無が判断されるべきことになる。そして、その申請の時期をいつにするかは申請者の判断に委ねられるべきであるところ、本件規定における対象期間の定めは上述の法の定める申請主義と矛盾し、また、本件規定は、控訴人の申請権を害する。

このような本件規定に基づいて行われた本件処分は、法44条1項に反し、

上記申請権を害し、又は被控訴人の裁量を逸脱、濫用した違法なものである。

(2)ア 法の立法過程や立法者の意思に照らせば、法44条1項の「特別の理由」とは、法の所轄庁である当時の厚生省の定義のとおり、広く「貧困、災害、不作、不漁、世帯主又は組合員の事故による不在等一部負担金を支払い、又は納付することが困難と認められる事由」をいうものと解すべきである。したがって、上記特別の理由には、恒常的に貧困状態にある者が疾病にかかったもののその治療のための一部負担金を支払うことができない場合等のように、被保険者ごとの一部負担金の支払が困難である個別具体的な事情が含まれるものというべきである。

控訴人は、平成26年6月から同年10月までは、雇用保険の基本手当や退職金等によって生活しており、同年8月からは収入の喪失、減少が生じていたが、一部負担金の支払が困難である状態にまでは至っておらず、仮に一部負担金の減免を申請していたとしても、本件要綱に照らして判断すれば、上記減免は認められなかった。しかし、控訴人は、同年11月には、上記基本手当の受給が終了し、また、アルバイトを退職し、これにより同月から一部負担金の支払が困難となった。

同年12月及び平成27年1月の時点において、控訴人において一部負担金の支払が困難であったことについては当事者間に争いはない。そして、同時点において、控訴人には、貧困という一部負担金を支払うことが困難とみられる事由、すなわち、上記「特別の理由」があった。

被控訴人は、上述のような個別具体的な事情を何ら調査、考慮することなく、本件処分をしたのであり、これは、被控訴人の裁量を逸脱、濫用したものである。

イ 仮に上記「特別の理由」を一時的な収入の喪失、減少と解するとしても、一部負担金の減免が認められる余地がない期間については、当該期間を本件規定にいう対象期間に含めることは許されない。

上記アのとおり、控訴人に一時的な収入の喪失、減少が生じたのは平成26年8月からであり、また、本件要綱に基づいて一部負担金の減免が認められ得るようになったのは同年11月からであるから、同年12月及び平成27年1月においても、控訴人は、一時的な収入の喪失、減少により一部負担金の支払が困難であった。

被控訴人は、上述のような個別具体的な事情を何ら調査、考慮することなく、また、本件規定にいう本件要綱3条2項に規定する事実を失業等そのものと解した上で、本件処分をしたのであり、これは、被控訴人の裁量を逸脱、濫用したものである。

(3)ア(ア) 仮に本件規定に基づいて控訴人に対する一部負担金の減免を判断する場合にも、上述の一部負担金の減免の判断において個別具体的な事情を総合的に考慮することを求めた法44条の趣旨からすれば、失業後、雇用保険の基本手当の受給が終了し、かつ、その頃から一部負担金の支払が困難となった者については、かかる時点から、本件規定にいう6か月の対象期間が始まるものと解すべきである。

控訴人の平成26年6月から同年11月までの状況は上記(2)アのとおりであり、以上を踏まえ、控訴人については、本件要綱3条2項3号の「事業又は業務の休廃止、失業等」又は同項4号の事由を同年11月の雇用保険の基本手当の受給終了を原因とする収入の減少と考え、本件規定における対象期間は同月から始まるものと考えるべきである。

(イ) また、本件規定を法44条1項に適合的に解釈するならば、本件規定における対象期間は、せめて控訴人の収入が実際に減少した時から起算されるべきである。控訴人の収入が実際に減少したのは平成26年8月からであるところ、本件申請の対象となった時期は、いずれも、同月から6か月を経過していない。

イ 控訴人は平成26年11月にも失業しており、これにより、一部負担金の

支払が困難になったのであるから、本件規定における対象期間は、同月からとされるべきである。

(被控訴人の主張)

(1)ア 本来、医療機関による診療等を受ける者は当該診療等の対価の全額を支払うべきところ、国民健康保険の被保険者は、国民健康保険制度によって上記対価の7割ないし9割を保険給付で賄われるため、残りの1割ないし3割を一部負担金として負担すれば足りることとされている。このように、一部負担金は、国民健康保険の保険料とは異なり、本来的な意味で診療等の対価の一部であるし、国民健康保険制度が一部負担金を原資として成り立っている制度であることからも、医療機関で診療等を受けた国民健康保険の被保険者が一部負担金を支払うべきことは当然である。

15

20

25

国民健康保険は、被保険者の相互扶助共済の精神にのっとり、個々の被保険者の疾病等により生じる経済的負担を被保険者全体において負担させることを目的とし、他の社会保険制度の被保険者となっておらず、かつ生活保護の受給もしていない者を被保険者として強制加入させるものである（法5条、6条9号）。そして、恒常的な生活困窮者には、生活保護法による医療扶助等が保障されており、また、低所得世帯のためには保険料の減額賦課制度（法76条、札幌市国民健康保険条例19条）、や保険料の減免制度（法77条）が設けられているが、一部負担金の減免は、上述のとおり、診療等の対価として支払うべき一部負担金を減免するものであり、保険料の減免とは性質を異にする。一部負担金の減免がされた場合、これによる減収分には公的財源による繰入れは原則としてなく、他の被保険者の保険料の負担によって補うこととなるから、一部負担金の支払が困難な低所得者に対して一部負担金の継続的な減免を行うと、同人が自らは経済的負担を負うことなく他の被保険者の負担によって国民健康保険制度による受益を続けることになるが、これは上述の相互扶助の精神に反する。

かかる国民健康保険の保険料の減免等の制度趣旨や生活保護制度、保険料の減免の制度との相互関係を踏まえれば、一部負担金の減免の制度は、一時的、臨時的な必要に応じて適用されるべきものであり、法44条の「特別の理由」とは、不可抗力等に基づく事情変更による一時的、臨時的な収入の喪失又は減少がある場合をいうものであり、現に一部負担金の支払が困難であるということのみをもって上述の特別の理由があるとはいえないと解すべきである。

イ 法44条1項や法の委任を受けて定められた国民健康保険法施行令は、一部負担金の減免を具体的にどのような場合に行うのかについて定めていない。国通知は、地方自治法245条の4第1項に基づく技術的助言であり、保険者である市町村を法的に拘束するものではないし、また、国通知には、生活困窮状態が一時的であるか否か、又は、生活困窮状態が一時的なものと見込まれるか否かに係る規定はない。法や国通知に上述のような規定がないことに照らせば、法は、一部負担金の減免の具体的な内容については、保険者の合理的な裁量に委ねているものと解される。

国民健康保険の被保険者が失業した月から6か月を超えてなお再就職をすることができずに失業状態にある場合には、失業による生活困窮の状態が一時的とはいえないものとなっているのであり、このような場合に上記6か月を超えて一部負担金の減免を行うことは、上記アの一部負担金の減免は一時的、臨時的に行われるべきとの考え方と反する。かかる継続的な生活困窮の状態にある者については、生活保護法に基づく医療扶助を受けることが検討されるべきである。また、上記6か月という期間は、国通知が一部負担金の減免の原則的な期間として定める3か月の2倍であり、一部負担金の減免を受けようとする者にとって有利な内容である。

本件規定は一部負担金の減免の対象期間を6か月としているが、これは、生活保護の停止及び廃止（生活保護法26条）に関する所轄庁の通知におい

て、生活保護の受給世帯が一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入の状況から判断しておおむね 6 か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとときは保護を停止し、当該世帯において以後おおむね 6 か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときは保護を廃止すべきものとされてること、国通知においては一部負担金の徴収猶予の期間が 6 か月以内と定められていることから、上記減免の期間を 6 か月とするのが相当と判断されたためである。

以上のことから、被控訴人が本件規定により一部負担金の減免の対象期間を失業の発生月から起算して最大で 6 か月間としていることは、法 44 条及び国通知の趣旨を踏まえ、生活保護制度等との機能分担を考慮した適切かつ合理的なものであり、これは被控訴人の裁量権の範囲内のものである。

(2)ア 被控訴人は、控訴人が失業した月から起算して 6 か月を経過してもなお再就職に至らなかったことに照らし、本件規定に定める一部負担金の減免の対象期間を経過していることを理由として本件処分を行ったところ、上述のとおり本件規定の内容は適切かつ合理的なものであって、本件処分は、被控訴人に与えられた裁量権を逸脱し又は濫用したものではなく、適法である。

イ 仮に控訴人に係る更に個別具体的な事情を考慮したとしても、控訴人は、控訴人の失業後 6 か月は雇用保険の基本手当の受給による収入があったが、稼働による収入はなかった。また、控訴人は、控訴人の上記受給の終了後の収入の見込みにつき、平成 26 年 12 月は 8155 円、平成 27 年 1 月は 2 万 2500 円と申告していた。これによれば、控訴人については、生活保護基準以下の収入状況が続くため、一時的といえる期間を超えて一部負担金の支払が困難である状況であった。

仮に控訴人の申請に応じて平成 26 年 12 月分及び平成 27 年 1 月分に係る一部負担金の減免を行ったとしても、控訴人は、生活自体が困難である

といわざるを得ない状況であった。

以上のことからすれば、本件処分は適法である。

### 第3 爭点に対する判断

1 当裁判所は、原審とは異なり、本件処分は被控訴人の裁量権の範囲をこえ、又  
5 はその濫用があったものであって、取り消されるべきものであるから、控訴人の  
請求は理由があるものと判断する。

その理由は、以下のとおりである。

2(1)ア 法は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民  
保健の向上に寄与することを目的とし（法1条）、市町村及び特別区（以下、  
10 単に「市町村」という。）を保険者とし（法3条1項）、市町村の区域内に住  
所を有する者を被保険者として当該市町村が行う国民健康保険に強制的に  
加入させることを原則とし（法5条、6条）、被保険者の疾病、負傷、出産又  
は死亡に関して必要な保険給付を行うものとしている（法2条）。

また、法は、国民健康保険の費用を、被保険者の属する世帯の世帯主が納  
付する保険料又は国民健康保険税（法76条）のほか、国の負担金（法69  
条、70条）、調整交付金（法72条）及び補助金（法74条）、都道府県及  
び市町村の補助金及び貸付金（法75条）、都道府県の調整交付金（法72条  
の2）、市町村の一般会計からの繰入金（法72条の3第1項）等から支出す  
るものとしている。

20 さらに、法は、健康保険法に基づく医療保険等に加入している者や生活保  
護法による保護を受けている世帯に属する者等を国民健康保険の被保険者  
としないこととしている（法6条）。

イ(ア) 以上のような国民健康保険制度は、社会保険のうちの医療保険の一種で  
ある。国民健康保険制度は、他の医療保険制度と相まって、我が国における  
25 医療保険制度に係る国民皆保険を実現するための制度の一つとされて  
いる。

(イ) また、国民健康保険制度は、生活保護制度とは対象者を異にする制度として、生活保護制度等とともに我が国の社会保障制度を構成する一要素とされている。

そして、法は、生活保護を受給し得る者の医療の保障については生活保護法による医療扶助等によって行われるべきものであるとして、かかる者を国民健康保険制度の対象者（被保険者）から除外しているものというべきである。しかし、他方で、生活保護が原則として要保護者等の申請に基づいて開始されるものであること（生活保護法7条）などとの関係で、上記要保護者が自らの意思で生活保護を受給しない場合には、法は、同人を国民健康保険の被保険者とし、一部負担金の支払についても原則として他の被保険者に対するのと同様にこれを求めることとしているものというべきである。

さらに、国民健康保険制度には、加入者の相互扶助の理念が妥当する。すなわち、社会保険は、保険の技術を用いて、当該保険の加入者個人が負う保険事故のリスクを当該保険の加入者全体に分散し、当該保険事故によって生じる個人の経済的損害を加入者相互において分担するものであり、この意味において、社会保険は、加入者の相互扶助の理念を内包するものということができる。この理は、社会保険の一種である国民健康保険制度にもひとしく当てはまる。

(2) 法は、国民健康保険の被保険者は、健康保険法63条3項1号に規定する保険医療機関及び保険薬局（以下、これらを併せて「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける際には、当該療養の給付に要する費用の額の2割ないし3割を一部負担金として支払わなければならないこととしている（法36条3項、40条1項、42条1項）。

かかる一部負担金は、診療等の療養の給付に対する対価そのものであり、診療等を受けた者は本来当然に支払うべき性質のものである。法が被保険者に一

部負担金の支払を命じた趣旨は、上述のような一部負担金の性質を前提に、濫用的な受診を防止し、国民健康保険制度の財政に対する負担を軽減する点、療養の給付を受ける被保険者と健康な被保険者との間の公平を確保する点にあるものと解される。

5 (3)ア 法44条1項は、保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減免の措置を探ることができる旨規定する。

一部負担金の減免の制度の趣旨は、社会保障の観点から、経済的に困窮する被保険者も国民健康保険制度の枠内で療養の給付を受けることができるようとする点にあるものと解される。

10

他方、上述のとおり、上記減免は被保険者による一部負担金の支払困難という被保険者の経済的な困窮を要件としているが、例えば、被保険者が恒常に経済的困窮の状態にある場合にも上記減免を安易に認めたのでは、上記(1)イ(イ)の国民健康保険制度と生活保護制度とを峻別した法の趣旨に沿わない結果を招くおそれがある。

15

加えて、上記減免が行われた場合、市町村は国民健康保険に係る特別会計(法10条)から当該減免分に相当する額を保険医療機関等に支払うこととなるが、かかる特別会計の負担の増加分について、法は、国民健康保険の保険料の減額賦課等の場合(法72条の3第1項参照)と異なり、市町村の一般会計からの繰入れに関する規定を設けていない。そして、上記増加分の一部については国による財政支援が行われる場合があり(乙9、10)，また、被控訴人の国民健康保険制度においては、上記増加分の一部について道から法72条の2に基づく調整交付金が交付される場合がある(当事者間に争いのない事実、甲65ないし68、乙17)が、これらによても上記増加分の全額が補てんされるわけではなく、したがって、上記増加分のうち補てんされない分については、加入者が支払う保険料等によって賄われることにな

20

25

る。この点に鑑みれば、例えば、被保険者の経済的困窮を理由として、国民健康保険料の減額賦課を認めつつ更に上記減免を継続的に認めるなどすることは、国民健康保険制度における加入者の相互扶助の理念を害する結果を招くおそれもある。

5 イ 以上を前提に、法44条1項の特別の理由の意義等について検討するに、上述のとおり、同項は、一部負担金の減免の要件として、被保険者の支払困難という被保険者の経済的な状況に係る要件とは別に、特別の理由があることを要件として定めている。また、法77条は、保険料の減免等につき、条例又は規約の定めるところによって保険料の減免等をすることができる旨を定めているところ、法44条1項はこのような条件を定めていない。

10 以上のような同項の規定ぶりや上記(2)の一部負担金の制度の趣旨をも勘案すれば、同項の特別の理由とは、社会保障の観点から一部負担金の減免を認めることができが、国民健康保険制度と生活保護制度とを峻別する法の趣旨や、国民健康保険における加入者の相互扶助の理念、一部負担金の制度の趣旨に反しないと認められるだけの理由をいうものと解すべきであり、同項は、このような特別の理由があるかどうかの判断を市町村の裁量に委ね、かかる市町村の裁量的判断を通じて国民健康保険と生活保護等の他の社会保障制度との調整や国民健康保険制度の適正な運営を図る趣旨の規定と解すべきである。

15 そして、かかる特別の理由としては、例えば、不可抗力等によって収入が減少したことなどが考えられるところ、上述のとおり、法は、生活保護を受給し得るほど恒常的な経済的困窮に陥っている者は、国民健康保険制度の対象者として予定していないものというべきことに鑑みれば、かかる収入の減少はあくまでも一時的なものであることが必要というべきである。しかるに、他方で、国民健康保険制度の社会保障制度としての性質を考慮すれば、当該被保険者に係る個別的な事情を考慮せず、一定の期間の経過という事実のみ

をもって上記一時性を判断するのは相当でない。国民健康保険制度において一部負担金の減免は被保険者の申請に基づいて行われるものであることは当事者間に争いがなく、当該申請に際しては収入申告書、資産等申告書、生活状況調査票等の書類の提出が求められる（甲1，46ないし50，55の1，2，甲58，63，乙6，7，16，弁論の全趣旨）が、他方で、上記減免の制度は経済的に困窮する者も療養の給付を受けることができるようになるという社会保障としての意義を有するものであることや、法や札幌市国民健康保険事業施行規則には上記減免の判断の基礎とされるべき資料を限定する趣旨の規定も見当たらないことに鑑みれば、法は、市町村に対し、上記一時性を始めとする特別の理由があるかどうかの判断をするに際しては、上記書類を始めとして、減免に関する処分時までに上記申請をした被保険者に生じた個別的な事情を総合的に考慮するよう命じているものであり、上記一時性についても、単に申請者である被保険者の失業等の事実の発生からの期間や経済的困窮が継続した期間だけではなく、その間及びその前後の経緯等の諸事情を総合的に勘案して判断されるべきものというべきである。

- 15 3(1) 上記前提事実に加え、当事者間に争いのない事実、証拠（甲1，69，乙7）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、平成26年6月15日付で勤務先を退職し、以後、雇用保険の基本手当や退職金等によって生計を立てていたこと、この間、控訴人は、上記退職前から罹患していた乳がん、狭心症、不眠症等の治療のために継続して診察、調剤を受けていたが、これらに係る一部負担金は支払うことができていたこと、控訴人は、被控訴人から一部負担金の減免等に係る事務の委任を受けた被控訴人北区長に対し、上記雇用保険の基本手当の受給期間が満了した後である同年11月27日、同月分の上記診察、調剤に係る一部負担金の減免等の申請をしたところ、被控訴人北区長は、被控訴人が被控訴人の各行政区の取扱いを統一的なものにするために制定した内部的な決めである本件要綱に照らして一部負担金の免除が相当と判定されるべきであ

るとして、控訴人に対し、同年12月19日、一部負担金の免除を承認したこと、控訴人は、雇用保険の支給が同年11月で終了し、同年12月から収入がほとんどない状況となったことから、同月25日、同月分及び平成27年1月分の上記不眠症等についての診察、調剤に係る一部負担金の減免の申請（本件申請）をしたところ、控訴人の経済状態は、平成26年11月分の一部負担金の減免の申請をした際と対比してむしろ悪化し、平成27年1月にも引き続き難しい状態のままであると予想されたにもかかわらず、被控訴人北区長は、控訴人に対し、同月8日、本件要綱の一部である本件規定によれば、減免の始期及び対象期間を失業等の事実の発生した月の初日から6か月以内としており、本件申請は申請の対象期間外であることを理由として本件処分をしたこと、上述の控訴人の退職から本件処分までの間、控訴人には稼働による収入はほぼなく、また、控訴人は本件申請に際して、申請期間中の就労による収入（見込）について世帯合計で平成26年12月分は8155円、平成27年1月分は2万2500円と申告していたものの、他方、控訴人は平成26年11月には一旦アルバイトを開始していたこと等の各事実が認められる。

また、上記前提事実のとおり、控訴人は同年7月16日に国民健康保険の保険料に係る失業軽減の申請をし、この結果、控訴人の同年度（平成27年3月まで）の上記保険料の総額は25万4490円から6万1070円に減額されたというのであるが、他方で、本件記録を精査しても、上述の控訴人の退職から本件処分までの間、被控訴人が控訴人に対して生活保護を申請するように勧めたとか、控訴人がこれを合理的な理由もなく断ったといった事情はうかがわえない。

(2) 上記(1)によれば、被控訴人北区長が被控訴人の内部的な取決めである本件規定にのっとって専ら控訴人の退職時期と本件申請との時間的間隔を理由として行った本件処分は、考慮すべき事項の一部のみを重視し、また、現に一部負担金の支払が困難であったことや支払が困難になった事情及び経緯等当然考

慮すべき事項を考慮しておらず、その結果、社会通念に照らして著しく妥当性を欠いたものといわざるを得ない。したがって、本件処分は、被控訴人の裁量権の範囲をこえ、又はその濫用があったものとして違法となるものというべきである。

5 第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は理由があるから認容すべきである。よって、原判決を取り消すこととして、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第2民事部

10

裁判長裁判官 草野真人

裁判官 飯淵健司

15

裁判官 石田明彦

これは正本である。

平成30年8月22日

札幌高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 石栗 将倫

